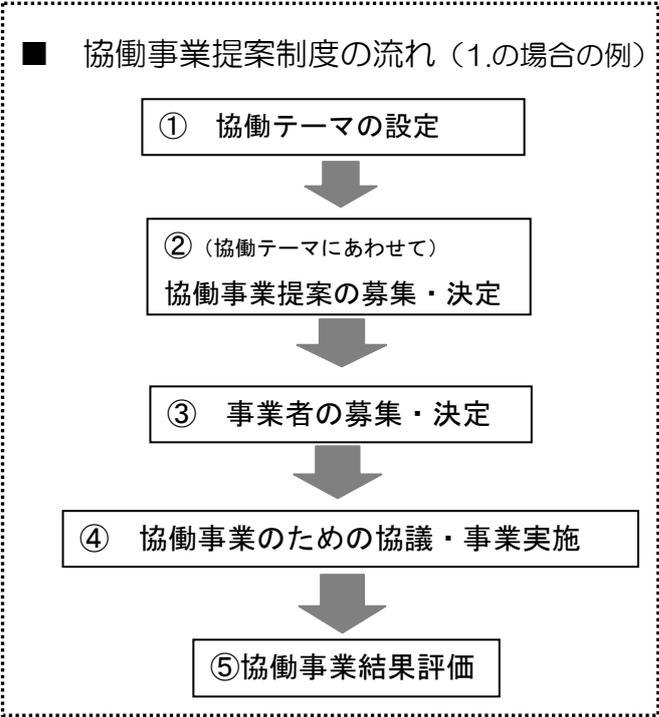


すみだの協治・協働への取り組み(案) について

1. 協働事業提案制度について (今後の検討のたたき台として)

協働事業提案制度は、地域の公共的課題を行政にはない発想・手法で解決するため、区民・NPO などから提案を公募し、それぞれの問題認識、専門性などお互いの特性を活かしながら、よりニーズにあった公共的なサービスを協働事業として実施しようとするものです。

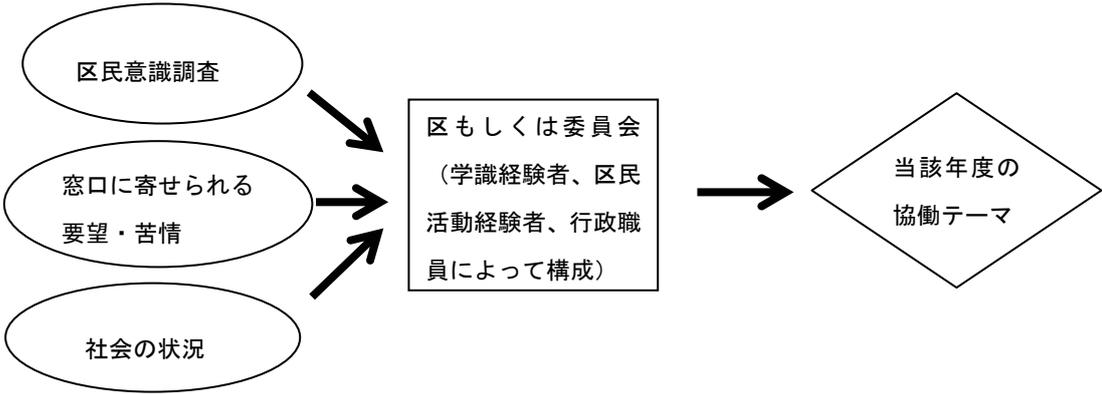
具体的には、公募期間を定めたいうえで、1. 課題（協働テーマ）を区もしくは委員会が設定するものと、2. 区民から自由に提起してもらうことが考えられます。



■ 協働事業提案制度の仕組み (1.の場合の例)

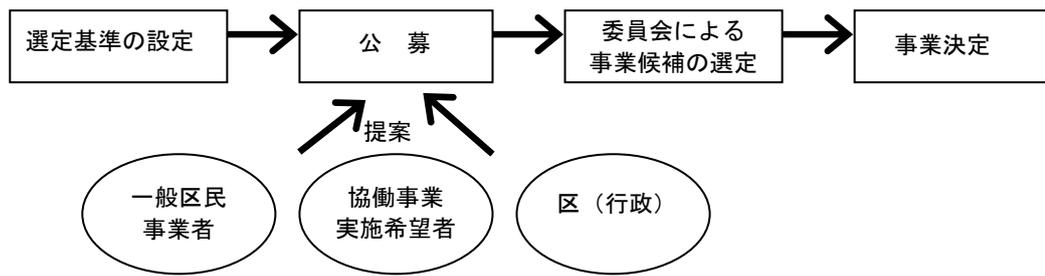
① 協働テーマの設定

当該年度のテーマを設定する。区もしくは委員会が、社会状況のほか、日ごろの要望、陳情、区民アンケートなどから判断する。なお、テーマを設定する際、設定過程を公開することで、解決すべき課題について、地域社会での認識共有が促進される。



② 協働事業提案の募集と決定

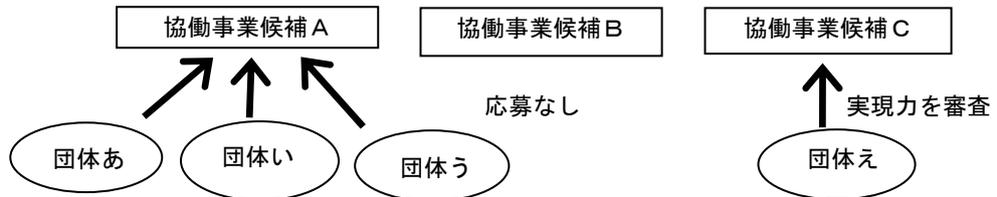
協働テーマを中心に協働事業を募集する。事業者の決定を次の段階とすることで、協働事業者ではない一般区民からも、協働事業アイデアを募集することができる。決定した協働事業は、区の所管課とともに公表する。公開の場で委員会が話し合い、決定する。



③ 協働事業者の募集と決定

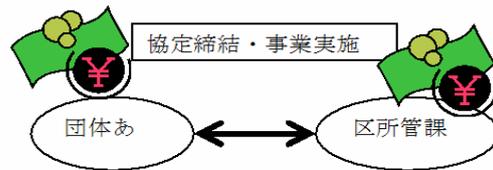
協働事業候補に対して、事業実施希望者が、事業計画を委員会に提出する。その際、応募のない協働事業計画も出てくる可能性もある。

その後、応募団体は公開の場で事業計画をプレゼンテーションする。委員会は事業内容やプレゼンテーションをもとに団体を選定する。選定の視点等はあらかじめ公表しておく。委員会は、実現のためのアドバイスを含め、区長に報告する。



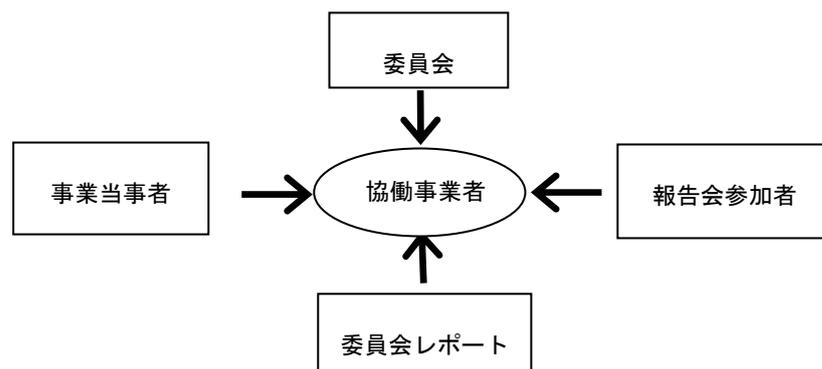
④ 協働事業のための協議と事業実施

協働事業希望者と、区所管課で事業実施に向けて協議を行い、事業実施協定を締結する。合意に至らない場合は、協定を締結しなくてもよい。協議の過程は、事後にニュース、ホームページで公開する。



⑤ 協働事業結果評価

事業結果の報告会を実施する。委員会評価、委員会が設定した評価軸による事業当事者の評価のほか、報告会会場で出席者からの評価を求めることが考えられる。評価結果は委員会レポートとして公表する。



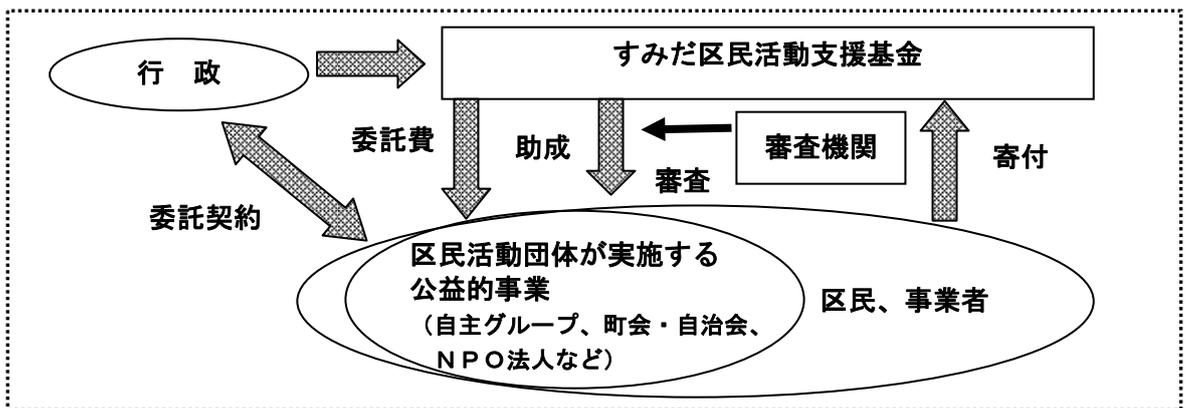
○ 協働事業提案制度等を支える資金の仕組みについて

協働事業提案制度を始めとして、区民発意による公益活動を支援する資金として、行政が用意する仕組みには、以下のとおり、基金設置タイプと予算措置タイプが考えられます。

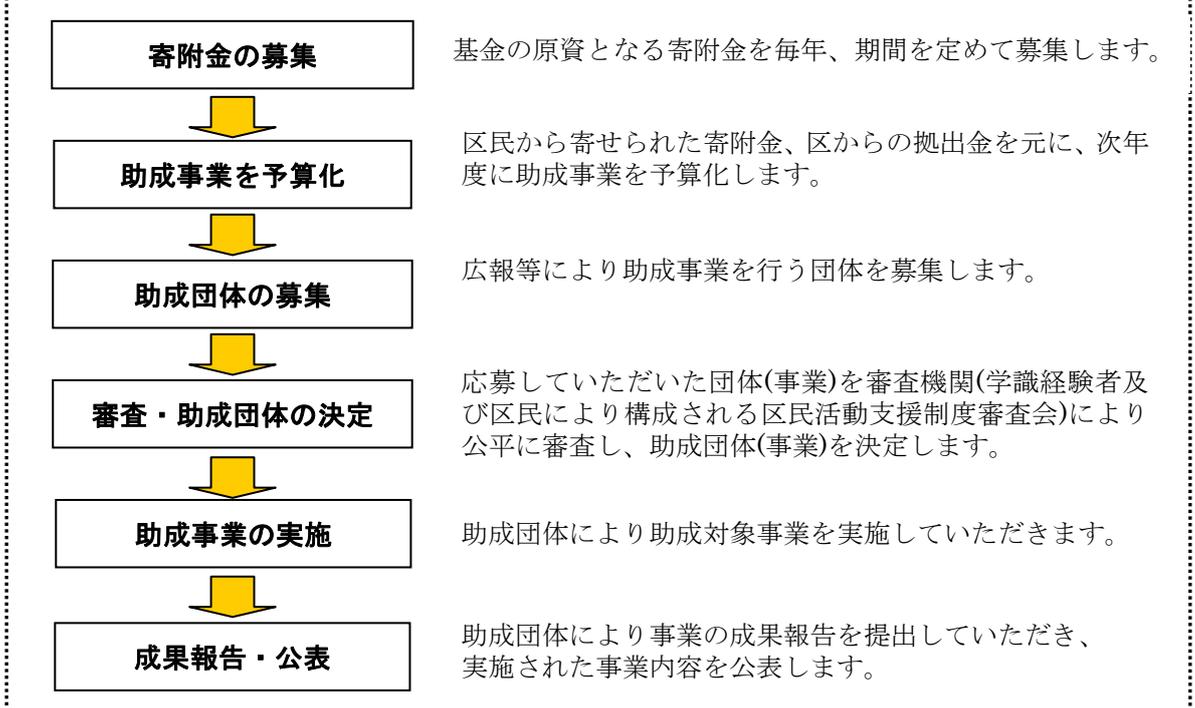
-
- A. 基金設置：特定の目的を定め条例で設置され、運用益が事業費に当てられる。
- B. 予算措置：所管課の事業費として計上される。
 - 1) 区民活動に対する助成金の場合は、区民活動支援を担当する課の補助事業として実施されることになる。条例あるいは補助要綱が必要になる。
 - 2) 提案を受けて事業を委託する場合は、「提案事業」担当所管の予算で委託契約を結ぶ方法と、提案事業の内容に対応する担当所管の予算で委託契約を締結する2つの方法が考えられる。
 - 3) 協働事業として、負担金を支出する。
-

A. 基金設置の場合の仕組み・流れ

■ (仮称) すみだ区民活動支援基金制度の仕組み

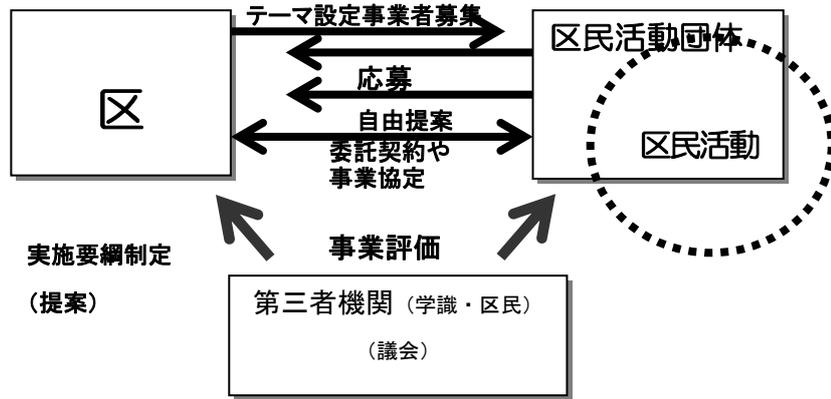


■ (仮称) すみだ区民活動支援基金制度の流れ

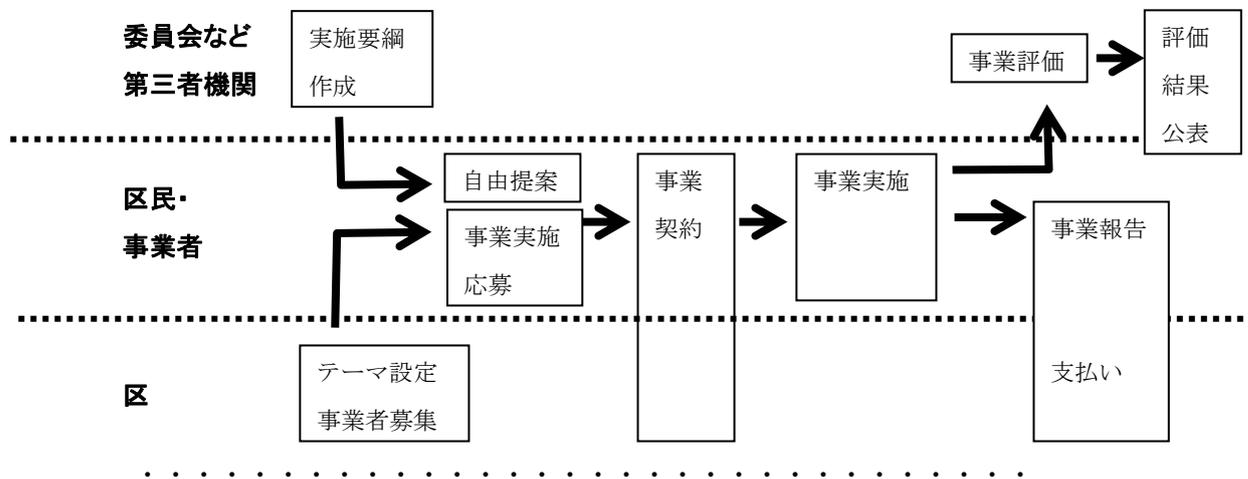


B. 予算措置の場合の仕組み・流れ

■ (仮称) すみだ協働提案事業の仕組み



■ (仮称) すみだ協働提案事業の流れ

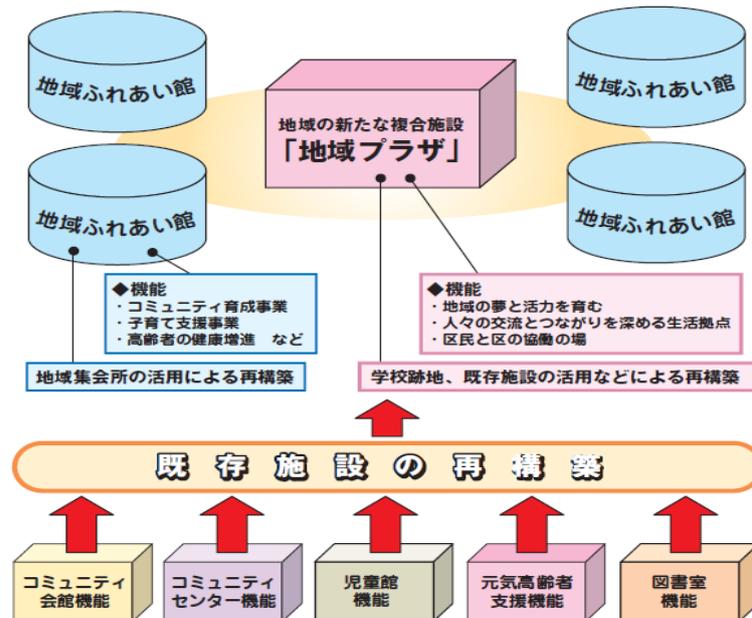


なお、基金設置タイプと予算措置タイプ、それぞれの活動支援システム運営上のメリット、デメリットは以下のとおり考えられます。

| | メリット | デメリット |
|------------------|--|--|
| 基金設置タイプ | <ul style="list-style-type: none"> 目的が条例で明確になる。 相当期間、支援(助成及び委託など)事業が継続されることが前提となるので、支援対象者に安心感を与える。 寄付を受け入れることで、活動支援の原資が区民、事業者との協働によって積み上げられていく。 | <ul style="list-style-type: none"> 外部からの寄付がどの程度集まるか不明である。 |
| 予算措置タイプ | <ul style="list-style-type: none"> 議会で議決し、予算を確保するため当該年度は一定の金額が確保できることが確実である。 単年度ごとに事業内容の変更ができるので、その時々々の社会状況を反映しやすい。 | <ul style="list-style-type: none"> 現行予算をその分削らなければならない。 翌年度の事業実施に不確実性を含むため、区民活動従事者が不安を持つ可能性がある。 |
| 活動費助成型(交付金及び負担金) | <ul style="list-style-type: none"> これまでにとられてきた手法なので、事務手続きが円滑。 | <ul style="list-style-type: none"> 旧態然とした印象を外部に与える。 |
| 委託契約型(委託料) | <ul style="list-style-type: none"> 行政の意図を契約によって反映させることができる。 活動団体の自立性を尊重できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 自立している活動団体でなければ対象にできない。 |
| 協働事業型(負担金) | <ul style="list-style-type: none"> 責任を分担することになり、行政と事業者の間で十分に協議を重ねることになる。 | <ul style="list-style-type: none"> 責任分担が行政に偏る可能性がある。 |

2. 地域プラザの整備・運営について（今後の検討のたたき台として）

区では、現在、策定中の基本計画素案において、「地域プラザ・地域ふれあい館整備事業」を掲げ、今後、老朽化した既存施設の建てかえなどに併せ、区内6つのコミュニティエリアごとに、コミュニティ活動の核となる複合施設「地域プラザ」を1ヶ所、それを補完する施設として地域の実情に応じたサテライト施設「地域ふれあい館」4ヶ所を整備していくこととしています。



○ 地域プラザの機能

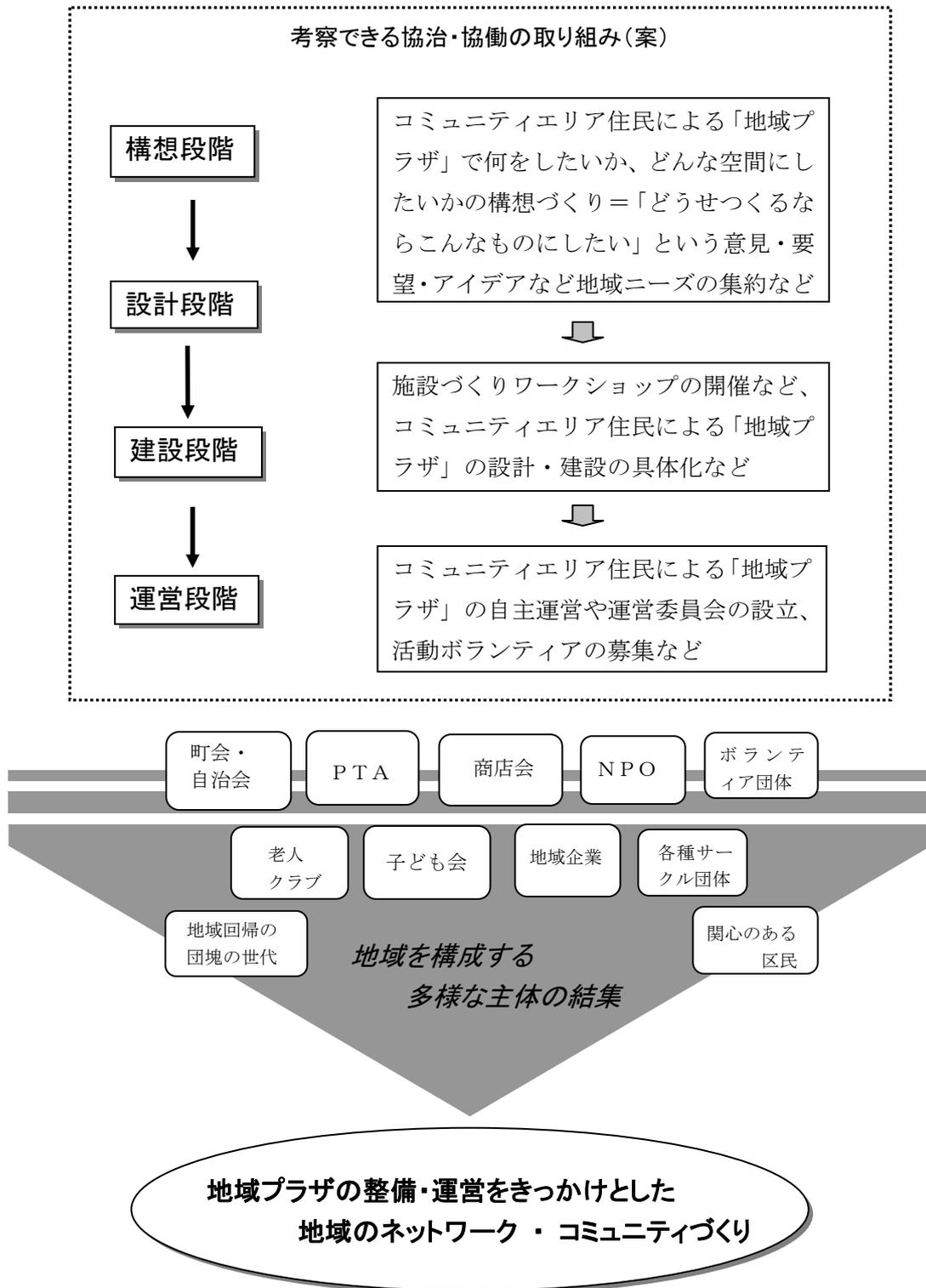
地域プラザは、地域のさまざまな課題に対応するコミュニティ施設の中核として、「地域活性化機能」「地域人材の育成機能」「元気高齢者支援機能」「地域情報化支援機能」「行政サービス機能」を基本的に備えることとしますが、施設の用途を固定せず、地域特性や地域住民のニーズ、社会環境の変化等に合わせて用途や機能の見直しを行うこととします。

また、構造はスケルトン・インフィル型とし、フレキシブルな利用を可能とするとともに、同一空間を異なる用途でタイムシェアするなど効率的な施設運営を図るほか、施設の管理に当たっては、指定管理者制度の導入、地域との協力を積極的に進めることとします。



○ 協治・協働による地域プラザの整備・運営(案)

これまでの施設整備、つまり、施設ができ上がってから区民は利用するだけという形態から、施設建設の構想段階から運営まで、以下のとおり、地域を構成する多様な主体の参画を通して、地域のネットワークづくり・地域コミュニティの発展・地域力の向上をめざすこととします。



3. 区民活動センター(仮称)の機能・あり方について (今後の検討のたたき台として)

現在のボランティアセンターは、ボランティア団体の活動スペースが少ないなど、施設が手狭との声が数多くあります。また、暫定的に設置していた南部地区のボランティアセンターについては、施設の老朽化等から当面、貸し事務所に移転することになっているなど、ボランティア活動を支援するための施設の充実が求められています。

一方、これまでボランティアセンターは、①ボランティア活動の推進・援助、②高齢者の生きがいと社会参加の推進、③社会福祉団体の活動の推進・援助など社会福祉の増進を主たる目的として運営が行われてきました。今後、ボランティア活動については、福祉分野だけに限らず、環境・まちづくり・国際交流など幅広い分野において、NPO活動などと併せ、協治(ガバナンス)を担う取り組みとして大いに活躍が期待されるとともに、生活全体にわたる幅広い分野において協治(ガバナンス)を担う人々が交流・連携することにより、区民活動の厚みづくりも期待できるところです。

これらのことから、区では、現在、策定中の基本計画素案に「区民活動センター(仮称)整備事業」を掲げ、今後、現在のボランティアセンターの機能・あり方を見直し、協治(ガバナンス)を担う区民ボランティア・NPO等の区民活動団体・事業者などの交流・ネットワークの拠点、区民活動の支援施設として、区民活動センター(仮称)を整備することとしています。

○ 区民活動センター(仮称)の機能(案)

i. 区民活動やボランティアなどの情報提供

市民活動に関する図書・パンフレット等の閲覧、配布掲示板・HPの運営

ii. ボランティア活動のコーディネート

現在、ボランティアセンターが行っている機能

iii. 区民活動に関する人材の育成、個人・団体への研修の提供

研修の実施、人材データベースの登録

iv. 区民活動や団体のPRの場、手段の提供

区民活動情報サイトの運営

貸し掲示板、各種団体・NPOの紹介パンフレット

印刷機、コピー機(有料)、紙折り機などの利用

v. 区民活動団体の活動の場

貸し会議室・研修室(時間貸し、市民活動団体に限定)、フリーミーティングルーム

vi. 団体の簡単な拠点機能

貸しロッカー(有料または無料)、団体専用ポスト

vii. NPO設立支援、相談

経験者、専門家などによる設立の支援

